

公益財団法人神戸国際協力交流センター 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸国際協力交流センター（以下、「センター」という。）定款第13条、第28条及び第29条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員、顧問と併せて役員等という。
- (2)常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等であって、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 財団は、常勤理事に、職務執行の対価として、定例役員報酬及び期末手当を支給する。
ただし、神戸市から派遣された常勤理事には報酬を支給しない。

2 非常勤役員、評議員、顧問は無報酬とする。

(定例役員報酬の額の決定及び支給方法)

第4条 常勤理事に対する報酬の総額は年額1,700万円の範囲内とし、各常勤理事に対する定例役員報酬の額は理事会で定めるものとする。

- 2 常勤理事に対する期末手当は神戸市の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の例により算定した額とする。
- 3 前2項の報酬の支給方法については、別に定める職員給与規則（以下、「給与規則」という。）の適用を受ける職員の例による。

(費用)

第5条 役員等が、その職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は給与規

則の適用を受ける職員の例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則（平成22年12月10日）

この規定は、平成23年4月1日から施行する。